一般社団法人練馬区産業振興公社 ホームページ広告掲載取扱要綱

平成26年4月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人練馬区産業振興公社(以下、「公社」という。)が管理する練馬区産業振興公社ホームページ(以下、「公社ホームページ」という。)において、画面上に広告宣伝用の画像を表示し、当該画像を開くことにより、広告掲載者が管理する、ホームページの画面にリンクする方式の広告(以下「バナー広告」という。)を掲載する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の種類および範囲)

- 第2条 公社ホームページにおいては、掲載するバナー広告の画像およびリンク先が、少なくとも、 1か月以上継続することが見込まれるバナー広告を掲載することができる。ただし、バナー広告 またはリンク先のウェブサイトの内容が、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この限りで ない。
- (1) 公社が行おうとしている計画および事業を阻害するおそれがあるもの
- (2) 公社ホームページの目的・公益性および品位を損なうおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 差別、偏見または不必要な区別を助長するおそれがあるもの
- (7) 各種法令による広告規制に反するもの
- (8) 肖像権または著作権を侵害するおそれのあるもの
- (9) 当該広告に関する問い合わせ先が明らかでないもの
- 10) その他、公社ホームページに掲載する広告としてふさわしくないと認められるもの

(バナー広告掲載の場所、位置、枠数、サイズ、広告料金)

- 第3条 バナー広告掲載の場所は、公社ホームページのトップページとする。
- 2 バナー広告を掲載する位置、枠数、サイズ、広告料金は、別表1に掲げるとおりとする。

(掲載期間)

第4条 バナー広告の掲載期間は、原則として1か月を単位とし、最長で、12か月を超えない範囲とする。ただし、他に広告を希望するものがいない場合は、この限りではない。

(広告掲載の申込み)

- 第5条 掲載希望者は、別に定める練馬区産業振興公社ホームページ広告掲載条件書の内容を承諾した上で、練馬区産業振興公社ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)およびつぎに掲げる書類等を提出しなければならない。
 - (1) 事業の概要が分かる資料(会社概要、パンフレット等)。ただし、ホームページにおいて会社

概要等を公表している場合は、これに代えることができる。

- (2) 掲載予定の広告見本
- 2 掲載希望者は、同一のページについて、複数の申込みを行うことはできない。

(掲載内容の審査)

第6条 理事長は、掲載希望者から提出された練馬区産業振興公社ホームページ広告掲載申込書、各 種資料およびリンク先のウェブサイトの内容等について審査を行う。

(掲載希望者の順位)

第7条 一つの掲載場所に複数の申込みがあった場合、申し込み順で掲載を決定する。

(掲載決定の通知)

第8条 理事長は、掲載を決定したときは、練馬区産業振興公社ホームページ広告掲載決定通知書兼 請求書(第2号様式)により、通知する。

(掲載用電子データの提出)

- 第9条 前項により掲載決定を受けた掲載希望者(以下「広告掲載者」という。)は、電子データ (以下「広告用データ」という。)を、指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 理事長は、広告掲載者に対して、広告用データの補正を求めることができる。

(広告料金の納入)

第10条 広告掲載者は、練馬区産業振興公社の指定する期日までに、別表1に定める広告料金を一括 して納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

- 第11条 理事長は、掲載したバナー広告が、つぎの各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を 取り消すことができる。
 - (1) 第2条各号に定める事由に該当することが明らかになったとき
 - (2) 第9条第1項に定める期日までに広告用データの提出がないとき。
 - (3) 前条に定める期日までに広告料金の納付がされないとき。
 - (4) 理事長が特に掲載の決定を取り消す必要があると認めたとき。

(広告掲載の停止)

- 第12条 理事長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、バナー広告の掲載を停止することができる。
 - (1) 情報セキュリティ上、重大な問題が発生するおそれがあるとき。
 - (2) 前条の規定により掲載の決定を取り消す場合であって、緊急を要するとき。
 - (3) 理事長が特に掲載を停止する必要があると認めたとき。

(広告料金の還付)

第13条 既納の広告料金は還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号に該当する場合は、納入された広告料金の一部または全部 を還付することができる。
 - (1) 広告掲載者の責によらない理由により、バナー広告を掲載することができなかったとき。

(2) 理事長が特に必要であると認めたとき。

(広告掲載者の責任)

第14条 広告掲載者は、掲載したバナー広告の内容およびリンク先ページに関する一切の責任を負う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

1 この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

付則

1 この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

別表1(第3条関係)

掲載位置	掲載枠数	サイズ	広告料金(月額) 消費税別
トップページ 下段	3枠	幅 200×高さ 100 ピクセル	3,000円

一般社団法人練馬区産業振興公社 理事長 あて

練馬区産業振興公社ホームページ広告掲載申込書【新規・継続】

練馬区産業振興公社ホームページの広告掲載を下記のとおり申し込みます。 申し込みにあたっては、練馬区産業振興公社ホームページ広告掲載条件書を承諾しました。

1 申込者

	, , _ , ,				
住所(所在地)					
氏名(法人・団体名称)					
代表者氏名					
担当者	氏名(フリガナ)				
	所属部署名				
	電話番号				
	電子メールアドレス				

2 申込内容

掲載申込期間(※1)	年 月 ~ 年 月
リンク先のURL	
添付資料 (継続の場合は不要)	掲載予定の広告見本

^{%1} 掲載期間は、原則として1か月を単位とし、最長で12か月を超えない範囲とします。ただし、他に広告を希望するものがいない場合は、この限りではありません。

^{※2} 添付するパンフレット等が無い場合などは、個別にご相談ください。

^{※3} 他のウェブサイトに掲載した際の広告見本等をご提示ください。なお、デザインの変更を予定している場合や、新規で作成をされる場合などはあらかじめご相談ください。

練馬区産業振興公社ホームページ広告掲載条件書

■定義

この条件書において甲とは、一般社団法人練馬区産業振興公社をいい、乙とは、練馬区産業振興公社ホームページ広告掲載申込書(本書表面、以下「申込書」という。)に記載の申込者をいう。

■広告掲載基準

乙は、広告原稿およびリンク先サイトの内容がつぎの各号のいずれにも該当しないことを確認した 上で、甲に広告掲載を申込むものとする。

- (1) 一般社団法人練馬区産業振興公社が行おうとしている計画および事業を阻害するおそれがあるもの
- (2) 練馬区産業振興公社ホームページの目的・公益性および品位を損なうおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 差別、偏見または不必要な区別を助長するおそれがあるもの
- (7) 各種法令による広告規制に反するもの
- (8) 肖像権または著作権を侵害するおそれのあるもの
- (9) 当該広告に関する問い合わせ先が明らかでないもの
- (10) その他、練馬区産業振興公社ホームページに掲載する広告としてふさわしくないと認められるもの

■広告掲載場所

乙の広告の掲載場所は、甲の管理するホームページのトップページとする。

(URL/ https://www.nerima-idc.or.jp/)

■広告掲載申込

乙は、甲に広告掲載を申込むにあたり、下表の広告規格で申込むものとする。

掲載位置	掲載枠数	サイズ	広告掲載料(月額) 消費税別
トップページ 下段	3枠	幅 200×高さ 100 ピクセル	3,000円

■広告掲載決定

甲は、乙が提出する、広告掲載申込書およびリンク先サイトを審査し、広告掲載基準を満たす場合、 乙に対し広告掲載決定通知書兼請求書を送付することにより広告掲載の決定とする。

■広告料金の支払い

乙は、甲の広告掲載の決定を受けた時は、掲載申込期間分の広告料金を一括して甲の指定する口座 に振込で支払うものとし、振込手数料は、乙の負担とする。

■広告データ形式および提出

乙は、広告料金の支払いとともに、甲が指定した期日までに広告データを提出するものとする。 広告データの形式は、gif(アニメーション不可)または jpg とする。

■広告の掲載

甲は、掲載申込期間の到来および乙の広告料金の支払い並びに広告データの提出をもって、広告の掲載を開始するものとする。

なお、乙の広告料金支払いおよび広告データ提出が、甲が別に指定した期日以降に行われたことによって広告掲載の開始が遅れた場合、当該期間の広告料金は発生するものとする。

■解約について

乙は、広告掲載を解約するときは、解約希望日の1週間前までに、書面にて甲へ申し出るものとする。

様

一般社団法人練馬区産業振興公社 理事長 印

練馬区産業振興公社ホームページ 広告掲載決定通知書兼請求書

年 月 日付けで申し込みのありました、練馬区産業振興公社ホームページ 広告の掲載を決定しましたので通知します。ついては下記のとおり広告料金の請求をします ので、納入期限までにお支払いください。

記

- ■広告掲載決定内容
 - (1) 広告掲載期間

年 月 ~ 年 月

(2) 広告掲載データの提出期限 年 月 日

請 求 書

下記のとおり、広告料金を請求します。

(1)請求金額

円 (内訳 月額 $P \times I = P$)

- (2)納入期限 年 月 日
- (3)納入口座

みずは銀行 練馬富士見台支店 普通口座 8081189 シヤ) 刺マクサンギョウシンコウコウシヤ

※注意事項

- ・振込手数料はご負担ください。
- ・指定した期限までに広告掲載料の納入または広告原稿の提出がない場合は、この掲載決定を取り 消すことがあります。

(問合せ先) 一般社団法人 練馬区産業振興公社

電話:03-6757-2018